

指定特定非営利活動法人の事業報告書等並びに
法人及び事業の概要報告書の提出書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長	主たる事務所の 所在地	
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	寄附金が控除対象となる期間	事業年度
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により、控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続きを定める条例第 13 条の規定に基づき、以下の書類を提出します。

書 類	チェック欄
1 前事業年度の事業報告書	
2 財産目録	
3 貸借対照表	
4 活動計算書	
5 年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	
6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人の場合は名称及び代表者名）及び住所又は居所を記載した書面）	
7 法人及び事業の概要報告書	
8 条例第 4 条第 1 項第 3 号から第 8 号までに掲げる基準に適合している旨並びに 条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

法人及び事業の概要報告書

1 法人の概要

(フリガナ)				
法人名称				
主たる事務所	所在地	〒		
	電話番号	() —	FAX番号	() —
上記以外の市内の事務所の所在地				
(フリガナ)				
代表者氏名				
設立登記年月日	年 月 日	変更登記年月日	年 月 日	
定款に記載された目的				
活動分野	(特定非営利活動促進法別表に掲げる活動分野の番号も記載)			
正会員数	人			
事務局体制	有給常勤 人	有給非常勤 人	無給常勤 人	無給非常勤 人
ホームページアドレス				
メールアドレス				

2 事業の概要等

(1) 財務状況

事業年度	年 月 日から		年 月 日まで	
収 益		費 用		
会費	円	特定非営利活動に係る事業	事業費	円
寄附金	円		管理費	円
助成金等	円		事業費	円
事業収益	円	その他事業	管理費	円
その他収益	円		合計	円
合計	円	合計		円

(2) 事業の概要

(特定非営利活動に係る主な事業は事業費の大きいもの上位3つまで記載し、「分野」には1の「活動分野」の番号を記載)

		定 款 上 の 事 業 名	分 野	事 業 の 概 要	金 額
特定非営利活動に係る主な事業	1				円
	2				円
	3				円
		その他の事業の概要			円

◆指定要件チェック表（第3表B）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

横須賀市指定法人 事業報告用

法人名		事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
-----	--	------	-----------------

(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の用途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

チェック欄

ア

区 分	項 目	役員数	(ア) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (b ÷ a)	(イ) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (d ÷ a)
		a	b	c	d	e
①	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①
上記を証する書類の名称とその内容等を記入してください。 (例) 定款第〇条に正会員の表決権は平等なものとすると規定している	はい ・ いいえ

ウ

項 目	①
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	はい ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①
用途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載があるなどの不適正な経理の有無。	有・無

◆指定要件チェック表（第4表B）（条例第4条第1項第4号に適合する旨を説明する書類）

横須賀市指定法人 事業報告用

法人名		事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。 ア 次に掲げる活動を行っていないこと。 (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。 イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないこと、その他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。			チェック欄
ア			
項 目			①
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動			有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動			有・無
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動			有・無
イ			
項 目			①
役員職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無			有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無			有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無			有・無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の候補者もしくは公職にある者に対する寄附の有無			有・無
(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況（第4表B）付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表B）付表2」を記載し添付してください。			

◆役員等に対する報酬等の状況（第4表B）付表1

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（前事業年度中に行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員親族等^(注2)である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員親族等」とは、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます。
 (「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ~	年 月 日
------	---------	-------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
人	円

◆役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表B）付表2

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（事業年度に行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金 (前事業年度中に支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

◆指定要件チェック表(第5表B)(条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類)

法人名		事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
<p>(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p>			チェック欄
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。</p>			同 意
			する しない
1	<p>(1) 事業報告書等(事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿)</p> <p>(2) 役員名簿(役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿)</p> <p>(3) 定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)</p>		
2	<p>(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類</p> <p>(2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
<p>(備考) 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください。</p>			

第5表B (次葉)

チェック欄

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

イ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

(年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。)

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額 (年間300万円未満) ((⑥×12) ÷ ⑦ < 300万円)	小規模法人の適用
	はい ・ いいえ

※申出時の内容

判定の対象となる各 事業年度	①	②	③	④	⑤
	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から
	年月日まで	年月日まで	年月日まで	年月日まで	年月日まで
総収入額	円	円	円	円	円

合計総収入額 (※⑥)	円
-------------	---

①から⑤までの合計月数 (※⑦)	月
------------------	---

年総収入額 (⑥ × 12 ÷ ⑦ < 300万円)	円
------------------------------	---

2 インターネットの利用による公表 (1の小規模法人を除く)

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		する	しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	事業報告書等 (事業報告書、計算書類 (活動計算書及び貸借対照表)、財産目録) (年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。)		

◆指定要件チェック表（第6表B）（条例第4条第1項第7号）

横須賀市指定法人 事業報告用

<p>(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。</p>	<p>チェック欄</p>		
<p>各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (提出日 月 日)</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">①</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有 ・ 無</td> </tr> </table> </div>		①	有 ・ 無
①			
有 ・ 無			

◆指定要件チェック表（第7表B）（条例第4条第1項第8号）

横須賀市指定法人 事業報告用

<p>(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。</p>	<p>チェック欄</p>		
<p>法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">①</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有 ・ 無</td> </tr> </table> </div>		①	有 ・ 無
①			
有 ・ 無			

欠格事由チェック表

法人名			チェック欄
<p>指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。</p>			
<p>1 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(4) 暴力団員等（横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）</p> <p>2 条例第 18 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しない者</p> <p>3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している者</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない者</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない者</p> <p>6 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 横須賀市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団</p> <p>(2) 横須賀市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等</p>			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有・無	
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・無	
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・無	
(4)	暴力団員等（横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）	有・無	

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
(1)	暴力団	はい・いいえ
(2)	暴力団経営支配法人等	はい・いいえ

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

所在地 _____

法人の名称 _____

代表者の氏名 _____